

大網駅南地区まちづくり協議会傍聴規定

(目的)

第1条 この規定は、大網駅南地区まちづくり協議会規約第11条第3項第3号の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に住所、氏名及び電話番号を記入し、受付に提出するものとする。

(傍聴の制限)

第3条 会長は、傍聴席が満席となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号に規定する者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の会議資料の閲覧)

第5条 会長は、会議を開催するときは、会議資料を傍聴人の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に非公開とするべき情報が含まれる等の場合は、この限りでない。

(傍聴人の禁止行為)

第6条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。

(5) 会議場における写真等の撮影又は録画及び録音等を行うこと。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 前各条のほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規定は、令和6年5月25日から施行する。